

【新旧対照表】茨城県医療提供施設等グループ化推進事業費補助金交付要項

変更後	変更前
<p>令和 3 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業費補助金交付要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 知事は、「令和 3 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項」に基づき、郡市医師会等が行う参入促進・連携（グループ化）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(協定書の締結)</p> <p>第 3 条 (略)</p>	<p>令和 2 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業費補助金交付要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 県は、「令和 2 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項」に基づき、郡市医師会等が行う参入促進・連携（グループ化）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第 2 条 補助対象事業、補助対象者、補助基準額及び補助率、補助対象経費は、別表のとおりとする。</p> <p>2 この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(協定書の締結)</p> <p>第 3 条 本事業を実施しようとする者は、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関で、少なくとも同一法人以外の 2 以上の医療機関及び訪問看護事業所による協定（参考様式）を締結するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>(事前協議)</p> <p>第4条 本事業を実施しようとする者は、事前協議書(様式第1号) <u>及びその写しを</u>、あらかじめ <u>知事が</u> 指示する日までに提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> 知事は、事前協議書の内容について、<u>地域ケア</u>推進センター(以下「推進センター」という。)の協力のもと、推進センター運営協議会において、県内の在宅医療の取組状況や、地域バランスなどを考慮しながら検討を行うものとする。</p> <p><u>3</u> 知事は、推進センターからの助言を受け、事前協議書の内容の審査を行い、予算の範囲内で <u>本事業を実施しようとする者へ内示(様式第2号)を行う</u>ものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第4条 本事業を実施しようとする者は、事前協議書(様式第1号) <u>により</u>、あらかじめ <u>管轄する保健所長に、保健所長が</u> 指示する日までに提出しなければならない。</p> <p><u>2 保健所長は、事前協議書が提出された際は、記載事項を確認後、速やかに知事へ提出するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 知事は、事前協議書の内容について、<u>在宅医療</u>推進センター(以下「推進センター」という。)の協力のもと、推進センター運営協議会において、県内の在宅医療の取組状況や、地域バランスなどを考慮しながら検討を行うものとする。</p> <p><u>4</u> 知事は、推進センターからの助言を受け、事前協議書の内容の審査を行い、予算の範囲内で <u>補助事業者を採択し、その旨を保健所長へ通知する</u>ものとする。</p> <p><u>5 保健所長は、通知に基づき、採択する補助事業者へ内示(様式第2号)を行うものとする。</u></p>
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、内示を受けた後、補助金交付申請書(様式第3号) <u>を知事が</u> 指示する日までに <u>2部</u>提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、内示を受けた後、補助金交付申請書(様式第3号) <u>を、管轄する保健所長に、保健所長が</u> 指示する日までに提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の交付決定の通知)</p> <p>第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。</p>	<p>(補助金の交付決定の通知)</p> <p>第6条 <u>保健所は、補助金交付申請書の内容を審査し、</u>補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。</p>

変更後	変更前
<p>(推進センターへの情報提供)</p> <p>第7条 知事は、事業計画書（様式第3号の別紙2）及び事業実績報告書（様式第8号の別紙2）を推進センターに送付し、情報提供を行うものとする。</p> <p>(事業内容等の公表)</p> <p>第8条（略）</p> <p>(補助金の変更申請等)</p> <p>第9条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加(減額)交付申請を行う場合には、補助金追加(減額)交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>(補助事業の内容変更等)</p> <p>第10条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下</p>	<p>る。</p> <p>(推進センターへの情報提供)</p> <p>第7条 保健所は、事業計画書（様式第3号の別紙2）及び事業実績報告書（様式第8号の別紙2）を推進センターに送付し、情報提供を行うものとする。</p> <p>(事業内容等の公表)</p> <p>第8条 推進センターは、事業計画書（別添1及び1-2）及び事業実績報告書（別添1及び1-2）について、公表するとともに、関係機関に対し、情報提供を行うものとする。</p> <p>(補助金の変更申請等)</p> <p>第9条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加(減額)交付申請を行う場合には、補助金追加(減額)交付申請書（様式第5号）を管轄する保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加(減額)交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>(補助事業の内容変更等)</p> <p>第10条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下</p>

変更後	変更前
<p>「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。</p> <p>(補助事業の中止等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により<u>知事</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには、速やかに書面により<u>知事</u>に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(概算払)</p> <p>第12条 <u>知事</u>は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書(様式第7号)を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して</p>	<p>「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ<u>保健所長</u>の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。</p> <p>(補助事業の中止等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により<u>保健所長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには、速やかに書面により<u>保健所長</u>に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(概算払)</p> <p>第12条 <u>保健所長</u>は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書(様式第7号)を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して3</p>

変更後	変更前
<p>30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)及びその写しを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(消費税仕入控除税額の納付)</p> <p>第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、この場合において、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第16条 補助事業者が、基金事業により取得した価格が30万円以上の機器、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けない</p>	<p>0日を経過した日又は2021年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>第14条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。</p> <p>(消費税仕入控除税額の納付)</p> <p>第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに保健所長に報告しなければならない。なお、この場合において、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第16条 補助事業者が、基金事業により取得した価格が30万円以上の機器、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、保健所長の承認を受</p>

変更後	変更前
<p>で、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(申請の取り下げ期間)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要項は、令和<u>3</u>年4月1日に施行する。</p> <p>(別 表)</p>	<p>けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(申請の取り下げ期間)</p> <p>第17条 茨城県補助金等交付規則第8条第1項の知事の定める期間は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。</p> <p>付 則</p> <p>この要項は、令和<u>2</u>年4月1日に施行する。</p> <p>(別 表)</p>